

令和8年度埼玉県スクールカウンセラー募集要項 (令和7年度経験者・新規採用希望者対象選考)

埼玉県教育委員会

埼玉県教育委員会では、問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題の解決を図るため、児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助ができる専門家であるスクールカウンセラーを以下のとおり募集します。

1 選考の対象者

(1) 応募資格（令和8年3月31日時点で、以下の要件を満たす者）

- ア 公認心理師に登録した者（試験に合格し、登録予定の者も含む）
- イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る「臨床心理士」の資格を有する者
- ウ 精神科医
- エ 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者
- オ 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- カ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- キ 医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

※ただし、地方公務員法第16条の欠格事項に該当する者（次のいずれかに該当する者）は対象となりません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものの以外）

(2) 対象者の別 以下のように対象者を定義します。

令和7年度経験者：令和8年3月31日時点で「埼玉県スクールカウンセラー」として在職している者（任期満了前に退職した者又は令和8年3月31日の時点で年齢が70歳に達している者は除く）

新規採用希望者：①令和8年度、本県で新たに勤務を希望する者

②令和7年度において、任期満了前に退職した者

③令和8年3月31日時点で「埼玉県スクールカウンセラー」として在職している者のうち年齢が70歳に達している者

2 選考

(1) 選考方法 書類審査及び面接

ア 一次審査 書類（入力内容含む）による選考を行います。
一次審査の結果は、令和7年11月28日（金）以降に郵送予定です。

イ 二次審査 一次審査合格者を対象に、面接による選考を行います。
面接会場 埼玉教育会館

住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-12-24

面接日 令和8年1月6日（火）又は令和8年1月7日（水）

※面接時間については、一次審査結果の連絡時にお伝えします。

なお、受験票で指定された時間は変更できません。当日、指定された時間に不在の場合は、「欠席」として合否判定外とします。

※「令和7年度経験者」は、書類審査及び勤務状況等を判断し、二次審査を免除する場合があります。

（注）選考においては、提出書類及び勤務可能地域・勤務時間等（「令和7年度経験者」は勤務状況含む）、総合的に判断します。

（2）選考結果 選考の結果は、令和8年2月上旬郵送予定です。

（3）採用予定者名簿への登載

選考の結果、採用「可」とした者を「令和8年度埼玉県スクールカウンセラー採用予定者」として名簿に登載します。

（4）採用予定者名簿からの削除

次の事項に該当した場合には採用予定者名簿から削除します。

ア 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合

イ 心身の故障その他により、スクールカウンセラーとしての適性を欠くことが明らかとなった場合

（5）補充任用候補者名簿への登載

採用予定者とならなかった者で、成績上位者は、希望があれば補充任用候補者として名簿に登載します。これは、欠員が生じ、補充の必要のある場合に当該名簿から任用する者であり、採用が保証されるものではありません。

3 選考に係る提出書類等

（1）「令和7年度経験者」の任用の意向確認について

「令和7年度経験者」は令和8年度選考の出願の有無に関わらず、電子申請システムより「令和8年度埼玉県スクールカウンセラー出願の意向について」を入力してください。

入力先：https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=103403&accessFrom=



（2）選考に係る提出書類について

「1 選考の対象者（1）応募資格」に応じて、下記の必要書類を提出してください。

※表中の「経験者・新規の別」は、「令和7年度経験者」と「新規採用希望者」の別

※表中のアからキは、「1 選考の対象者（1）応募資格」のアからキに該当

必要書類	応募資格	経験者・新規の別	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
① 「令和8年度埼玉県スクールカウンセラー志願調書（令和7年度経験者）」（様式第1-1号）	経験者	経験者	○	○	○	○	○	○	○
② 「令和8年度埼玉県スクールカウンセラー志願調書（新規採用希望者）」（様式第1-2号）	新規	新規	○	○	○	○	○	○	○
③ 一次審査結果（兼二次審査連絡）通知用の封筒 ※長形3号（120×235mm）封筒に御自身の住所・氏名を記入し、110円切手を貼付	経験者 新規	経験者 新規	○	○	○	○	○	○	○
④ 二次審査結果通知用の封筒 ※角形2号（240×332mm）封筒に御自身の住所・氏名を記入し、180円切手を貼付	経験者	経験者	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 「公認心理師登録証」の写し （合格証書のみの方は、合格証書の写し）	経験者 新規	経験者 新規	○						

⑥ 「臨床心理士資格登録証明書」の写し ※本年度臨床心理士審査受験の方は合格通知の写し (出願時に合格通知が未着の場合は、受験票の写し)	経験者 新規			○				
⑦ 「医師免許状」の写し	新規			○				○
⑧ 在職証明書	新規				○			
⑨ 大学院修了証明書の写し	新規					○		
⑩ 短期大学又は大学卒業証明書の写し	新規						○	
⑪ 心理業務又は児童生徒を対象として相談業務に 従事した期間及び内容等の証明書 ※勤務先から「在職証明書」の発行を受けてください。	新規					○	○	○

※①②③の形式等を変更せずにご提出ください。

※④について

- ・「令和7年度経験者」は、二次審査が免除になる場合もあるので、出願時に提出します。
- ・「新規採用希望者」は、二次審査当日に持参して、提出します。

※⑤、⑥、⑦、⑨、⑩について

- ・二次審査当日に、「公認心理師登録証（合格証書）」、「臨床心理士資格登録証明書」（本年度臨床心理士審査受験の方は合格通知）、「医師免許状」、「大学院修了証明書」、「短期大学又は大学卒業証明書」それぞれの確認をしますので、必ず原本を持参してください。

※⑤、⑥について

- ・経験者で、すでに提出済みの方も全員ご提出ください。
- ・本年度、臨床心理士審査を受験しており、受験票の写しを提出する方は、「臨床心理士資格審査の合格通知」が届き次第、その写し（受験番号と氏名を記入）を速やかに生徒指導課に提出してください。
- ・写しはA4判の用紙で提出できるように、適宜縮小、拡大し、サイズが小さいものは用紙の中央に印刷されるようにしてください。（A4判の用紙は縦長方向）

※⑧について

- ・所定の様式はありません。任命権者である機関等の証明を受けた在職証明書を提出してください。本人氏名、機関名、在職期間、職名（業務内容等）、問い合わせ先を記載してください。

※⑧、⑨、⑩、⑪について

- ・令和7年度以前に埼玉県スクールカウンセラーとして勤務している者は、人事異動通知書の写しをもって各証明書の代わりとすることができます。その場合は、二次審査当日に確認しますので、必ず原本を持参してください。

※⑪について

- ・心理業務又は相談業務等に関する資格をお持ちの場合は、その写しを添付してください。また、二次審査当日に確認しますので、必ず原本を持参してください。

(3) 選考に係る情報入力について

「1 選考の対象者 (1)応募資格」に応じて、下記の電子申請システムより必要情報を入力してください。

「令和7年度経験者」

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=103404



「新規採用希望者」

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=103406



※PCでの作業を推奨します。

(4) 留意事項

ア 「令和8年度埼玉県スクールカウンセラー志願調書」（様式第1－1号又は様式第1－2号）は、埼玉県生徒指導課のホームページからダウンロードして使用してください。

URL http://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/r2_sc_bosyuu.html

イ 応募の際に提出した書類は返却しません。

ウ 電子申請システム入力後、内容をご自身で確認する事はできませんので、必要に応じて入力画面のスクリーンショットを保存するなどの対応をお願いします。

エ 電子申請システム入力後、修正がある場合は、再度全ての内容をご入力ください。

4 提出先及び提出方法等

(1) 提出・入力先

3(1)・(3) 電子申請システム（URLは前ページ参照）

3(2) 埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課 総務・不登校対策・中退防止担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3－15－1（埼玉県庁第二庁舎4階）

(2) 提出・入力方法

3(1)・(3) 電子申請システムによる入力

3(2) 郵送のみ

※角形2号（240×332mm）封筒又はレターパックを使用し、封筒の表に「スクールカウンセラー採用選考（令和7年度経験者又は新規採用希望者）書類在中」と朱書きしてください。

※簡易書留等によらない場合の事故については、一切責任を負いません。

(3) 提出・入力期間

3(1) 令和7年10月1日（水）から令和7年10月17日（金）

3(2)・(3) 令和7年10月8日（水）から令和7年10月31日（金）（郵送は消印有効）

5 任 用

「令和8年度埼玉県スクールカウンセラー採用予定者名簿」に登載された者については、原則令和8年度において、スクールカウンセラーとして任用します。（採用予定者名簿から削除された者は除く）

登載された者は、医師が証明した胸部エックス線検査の診断結果（令和7年度内に実施したものの写真）等の書類を提出していただきます。

なお、勤務日数、勤務先市町村等については、3月中旬に通知を郵送する予定です。

6 身分

会計年度任用職員

7 任用期間

1年間（令和8年4月1日から令和9年3月31日）

※採用後1月間は条件付採用期間となります。なお期間中の勤務日数に応じて条件付採用期間を延長する場合があります。

8 職務

- (1) 教職員への助言・援助
- (2) 児童生徒・保護者への支援及びカウンセリング
- (3) 教職員、保護者対象の研修会等での助言・援助
- (4) 校内のいじめ防止等の対策の組織に関すること
- (5) その他、緊急時における対応 等

9 勤務条件等 ※勤務条件等は変更となる場合があります。

- (1) 勤務先
 - ア 県立・市町村立小・中・義務教育学校（さいたま市を除く）
 - イ 県立高等学校（定時制課程含む）
 - ウ 県内各教育事務所
 - エ 県立総合教育センター（オンライン・メタバースでの相談を含む）
 - オ きたうらわ相談室（オンライン相談を含む）
- (2) 勤務日数・勤務時間等
 - ア 勤務日数 週1日から週3日勤務
※週1日勤務の場合の年間勤務日数は、40日から46日
1日の勤務時間 5時間50分
 - イ 有給休暇制度有り
- (3) 報酬等
 - ア 報酬 日額 25,800円（予定）
 - イ 期末勤勉手当 報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額を支給
※原則として、一会計年度における任期が6か月以上で、基準日（6月1日、12月1日）に在職する者に支給
 - ウ 費用弁償 通勤、出張に係る交通費相当分を別途支給
- (4) その他
 - ア 週1日勤務において1校（所）を担当する場合と、複数校（所）を担当する場合があります。
 - イ 令和8年度予算の状況により、勤務条件等に変更が生ずる場合がありますので、予め御承知おきください。

10 問い合わせ先

埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課 総務・不登校対策・中退防止担当
電 話 048-830-6744